

緊急事態宣言による当園の利用についてお願い

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(改正令和二年三月一三日同第四号)による緊急事態宣言が**東京都**に発令されました。同特措法によれば、**保育園**も学校等や集会場、映画館と同じく、「**使用の制限等の要請の対象となる施設**」に該当する社会福祉施設です。

「使用の制限」は、新型コロナウイルス感染症をこれ以上広めないことを目的としています。**保育所・こども園**はいわゆる「**濃厚接触の場所**」であり、かつ、異なる外部環境(職場、家庭、通勤等)から複数のおとなが毎日、出入りする場所でもあります。そのため、感染リスクは高くならざるを得ず、**お子さん、保護者の皆さん、そして職員の生命を危機にさらす可能性もあります。**

そして、発症者が出なくとも、感染者や濃厚接触者が出た場合には、閉所となることも十分にありえますし、保護者の皆さまや職員が濃厚接触者となることもあります。

よって、**園の開所と使用を以下の通りとします。**他のご家庭の皆さまは、勤務先等ともご相談のうえ、登園をお控えくださいますようお願いいたします。

●開所は通常開所ではなく、限定開所とします。

開所時間は通常通りとします。

●お預かりする対象となるご家庭

・両親ともに次の職種のいずれかに該当するご家庭：

医療、消防、警察、治安維持、流通、福祉関係、生活インフラ(電気、ガス、水道、通信等)。以上に関わる行政職、また、これに準ずる職種

・ひとり親家庭

・自宅での介護が必要な家庭

・疾病等により療養を必要とする家庭

・園長がご家庭の状況をお聞きし、保育を必要とすると判断した家庭

●期間：緊急事態宣言の発令により八王子市が定めた期間に準ずるものとします。

お子さん、保護者の皆さま、そして、職員の健康と命を守るための大事なお願いです。どうぞよろしく願いいたします。